

令和 8 年 10 月 2 日
内 閣 官 房

特別職国家公務員の再就職状況の公表について

特別職国家公務員の再就職状況については、「公務員制度改革大綱」（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）等に基づき、毎年 1 回公表することとされている。

内閣官房を退職し、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に再就職した特別職国家公務員の再就職状況は、別紙のとおりである。

（参考）

一般職国家公務員の再就職状況については、国家公務員法第 106 条の 25 第 2 項の規定に基づき、本日、内閣人事局において別途公表している。

【連絡先】

内閣官房内閣総務官室 再就職関係業務担当
電話 03-5253-2111

特別職国家公務員の再就職状況の公表について(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

令和8年10月2日
内閣官房

当（府）省課長・企画官相当職以上で退職し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に再就職した特別職職員の再就職の状況は次のとおりです。

整理 番号	氏名	退職時年齢	退職時官職	退職日	再就職先の名称及び業務内容	再就職先での役職	再就職日
1	鈴木 敦夫	64	内閣官房副長官補	R7. 8. 1	社会構想大学院大学	特任教授	R7. 9. 15
2	佐藤 文俊	69	内閣官房副長官	R7. 10. 21	野村證券株式会社（金融業）	顧問	R7. 11. 10
3	岡野 正敬	61	国家安全保障局長	R7. 10. 21	三菱商事株式会社（総合商社）	常勤顧問	R7. 12. 1
4	槌道 明宏	65	内閣総理大臣秘書官	R7. 10. 21	富士通株式会社 （情報通信業、製造業）	シニアアドバイザー	R7. 12. 1
5	小島 裕史	60	内閣危機管理監	R7. 10. 21	明治安田生命保険相互会社 （保険業）	顧問	R8. 2. 1

注）退職日から2年を経過した後に再就職した場合は、含みません。

○公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）（抄）

Ⅱ 新たな公務員制度の概要

3 適正な再就職ルールの確立

（４）再就職状況全般に係る公表制度

公務員の再就職の状況についての透明性を確保するため、再就職状況全般に関する公表制度を整備する。

各府省は、内閣の定めるところにより、毎年 1 回、本府省の課長・企画官相当職以上（地方支分部局における本府省の課長・企画官相当職以上を含む。）の離職者の離職後 2 年以内の再就職先について、営利企業・特殊法人等・公益法人などすべての再就職先を対象に、再就職者氏名、離職時官職、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、承認の有無等について公表することとする。

内閣は、各府省の公表事項をとりまとめ、毎年 1 回公表することとする。

○再就職状況の公表に係る関係府省官房長等申合せ（平成 27 年 10 月 1 日最終改正）

一般職国家公務員の再就職状況については、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 25 第 2 項の規定に基づき、自衛隊員の再就職状況については、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 65 条の 11 第 6 項の規定に基づき、公表する。

特別職国家公務員（自衛隊員を除く。）については、「中央省庁等改革の推進に関する方針（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）」及び「公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）」を踏まえ、再就職の公正性、透明性を確保するため、以下のとおり、再就職状況の公表を実施する。

本申合せは、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

1 公表内容

各府省は、所属の対象職員の再就職について、当該職員の氏名、退職時年齢、退職時官職、退職日、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、再就職日を公表する。

2 対象職員

対象職員の範囲は、本府省の課長・企画官相当職以上の者及び地方支分部局等の本府省課長・企画官相当職以上の者とする。

3 公表方法

各府省は、所属職員の再就職状況等を勘案し、毎年度 1 回、過去 1 年間における所属対象職員の再就職状況を公表するとともに、内閣官房はこれを総括して公表する。